

釧路市成年後見人等報酬助成制度について

助成対象者 (申請者)	次のいずれかに該当する者の成年後見人等 ただし、成年後見人等が成年被後見人等の親族(配偶者、直系血族又は兄弟姉妹)の場合は対象外 ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③ 市民税非課税者
助成対象期間	○成年被後見人等が釧路市に居住している(していた)期間 ○住所地特例適用期間 ○後見開始等審判の申立人が本人又は親族の場合については、平成 27 年 4 月 1 日以降の報酬が助成対象
申請の流れ	①(成年後見人等)家庭裁判所に報酬付与の審判請求を行う前に、市へ申出書を提出してください ②(市)助成対象の可否を審査し、成年後見人等へ審査結果を通知します ③(成年後見人等)審査結果が助成対象可の場合は、家庭裁判所に報酬付与の審判請求を行う際に通知文(写し)を添付してください ④(成年後見人等)報酬付与審判決定後、市へ申請書を提出してください ⑤(市)助成の可否を審査し、成年後見人等へ審査結果を通知します
助成額	報酬額(報酬期間)は家庭裁判所が決定し、助成額(助成期間)は家庭裁判所が決定した報酬額(報酬期間)と本人(被後見人等)財産の額に応じて釧路市が決定します。上記、申請の流れ②により助成対象可と決定された場合であっても、家庭裁判所が決定した報酬額と本人財産の額によっては助成とならない場合があります。 例1 本人財産(預貯金・現金など)が市が認める保有金(生活保護受給者 20 万円・市民税非課税者 30 万円)より少ない場合 ⇒家庭裁判所が決定した報酬額 例2 本人財産(預貯金・現金など)が市が認める保有金(生活保護受給者 20 万円・市民税非課税者 30 万円)より多い場合 ⇒家庭裁判所が決定した報酬額から、本人財産と市が認める保有金の差額を差し引いた額(本人財産と市が認める保有金の差額が家庭裁判所が決定した報酬額より多い場合は助成となりません) ※本人死亡の場合は保有金を認めず、故人の残余の遺留金の額に応じての助成となります。
申請窓口	釧路市社会援護課福祉政策担当(釧路市役所本庁舎 1 階)

